

自販機設置に係る市有財産貸付契約

開札の結果、落札者となるべき金額を入札した者が複数あった場合は、あらかじめ入札者が入札書に記載した、「くじ番号」を用いてくじにより決定する。

- ① 落札者となるべき金額を入札した者のくじ番号の合計を算出する。（くじ番号は、3文字組み合わせた数字のうち、左を百の位、中を十の位、右を一の位とする。）

※ くじ番号を「000」として入札した場合、又は記入がない場合は計算が出来ない恐れがあるため、当該入札書を送付した書留又は簡易書留郵便に貼付けされている追跡サービスに記載されている「お問い合わせ番号」の下3桁の数値を記載したものとみなす。

〔例〕	(入札者名)	(入札金額)	(くじ番号)	
	A	12,000 円	121	… 落札者となるべき金額
	B	12,000 円	745	… 落札者となるべき金額
	C	10,000 円	333	
	D	12,000 円	246	… 落札者となるべき金額

$$121 (A) + 745 (B) + 246 (D) = 1,112$$

- ② 上記により算出した合計を、同価となった入札参加者数で割り、余りを算出する。

$$1,112 \div 3 = 370 \dots \underline{2} \text{ (余りの数)}$$

- ③ 同価となった入札参加者の「入札参加申請書」（第1号様式）の受付日時の早い順に0（ゼロ）から番号を割り振る。

	(入札参加申請書受付日時)	(番号)
A	12/16 13:00 → 3番目に早い	→ 2
B	12/10 15:00 → 1番早い	→ 0
D	12/16 9:00 → 2番目に早い	→ 1



②により算出した余りの数が2のため、③で2の番号を割り振られたAが落札者となる（仮に余りの数が0の場合はB、1の場合はDといった結果となる。）。